



行政文書開示決定通知書

5 監査第 60-1 号
令和 5 年 7 月 20 日

名古屋市民オンブズマン
新海 聡 様

愛知県代表監査委員 前田 貢



令和5年6月9日付けで開示請求のありました行政文書については、次のとおり開示することとしましたので、愛知県情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

行政文書の名称	別紙のとおり	
開示を実施する日時及び場所	日 時	令和5年7月31日 午前10時
	場 所	県民生活課（県民相談・情報センター） （愛知県自治センター2階）
開示の実施の方法	写しの交付	
開示の実施に要する費用の額	1 写しの作成に要する費用 希望する枚数×10円（A3判以下） 2 写しの送付に要する費用 郵便切手 円分	
担 当 課 等	監査委員事務局監査第一課総務・調整・監査グループ 電話 052-954-6804（ダイヤルイン）	

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県代表監査委員に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合には、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県代表監査委員となります。）。
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県代表監査委員となります。）。

注1 当日は、この通知書を持参の上、上記の開示場所までお越しください。

2 当日御都合が悪い場合には、あらかじめ担当課等まで御連絡ください。

3 「写し」には、~~電磁的記録を用紙に出力したものが含まれます。~~

別紙

行政文書の名称
住民監査請求の要旨について（通知）
住民監査請求に係る監査の執行について
監査調書の提出について
事務局監査結果報告書
住民監査請求に基づく監査のための調査について（令和5年3月20日付け4監査第176号）
復命書
委員協議会の開催について（令和5年4月19日）
委員協議会の協議議題等について（令和5年4月19日）
監査委員協議会会議録（令和5年4月19日）及び署名について